

市内バス路線の再編

市内の路線バスが利用しやすくなります！

大甕駅西口の駅前広場と南北アクセス道路の完成に合わせ、この4月から市内バス路線の再編を行い、公共交通の利便性向上を図ります。お出かけの際には、ぜひ路線バスをご利用ください！

大甕駅の駅前広場整備への対応



大甕駅東口と西口の駅前広場完成に伴い、現在東口から発着している路線の大半を、西口発着に変更し、ひたちBRTとの接続を強化します。

平日の発着便数（1日） *ひたちBRTを除く	大甕駅西口	大甕駅東口
再編前（3月まで）	0便	233便
再編後（4月から）	203便	34便

通勤時間帯のひたちBRTの増便

通勤時間帯の大甕駅・大甕工場方面行きの利用需要が高いため、多賀駅前発大甕工場行きを1便増便します。

各地域での利便性の向上

団地内の起点・終点の変更、買い物や通勤時間帯の増便、所要時間・ダイヤの見直しを行い、各地域での利便性向上を図ります。

また、下校時間帯に多賀高校（校内停留所）発多賀駅行きの路線を新設し、通学の利便性向上を図ります。

シー・マーク・スクエアへの路線バスの新設

日立駅と、日立市公設地方卸売市場跡地にオープンした大型商業施設（シー・マーク・スクエア）とを結ぶ路線バスを新設します。



*バスの運行については、茨城交通(株) 日立オフィス TEL 32-7380 までお問い合わせください。

問合せ 都市政策課 内線 223

急発進制御装置取付費用の一部を補助します

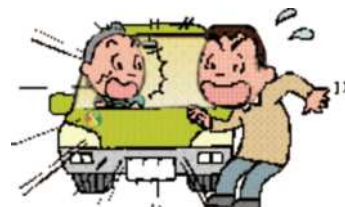
高齢運転者のブレーキとアクセルの踏み間違いによる交通事故を防止するため、高齢者自らが運転する自家用車に、後付けの急発進制御装置を取り付けるための費用の一部を補助します。

対象 日立市に住民登録がある70歳以上の方で、有効な運転免許証を保有し、自らが所有するか使用している自動車に後付けの「急発進制御装置」を取り付けるかた

補助額 費用の2分の1（上限10,000円）

*1回限り

申し込み 急発進制御装置を購入する前に、申請書(交通防犯課、各支所にあるほか、市のホームページか



らダウンロードできます)に以下の書類を添付し、直接、交通防犯課 内線 515へ

【申請に必要な書類】

- 運転免許証の写し
- 車検証の写し
- 市税に滞納がないことを明らかにする書類
- 購入・取付の費用が分かる見積書
- 急発進制御装置の機能が確認できる書類

日立市役所 〒317-8601 助川町1-1-1 TEL 22-3111 IP電話 050-5528-5000

都市計画マスタープラン・立地適正化計画を策定 コンパクトなまちづくりを進めます

コンパクトなまちづくりに向けて

市では、人口減少・少子高齢化の時代においても持続可能な「本市独自のまちづくり」を推進するため、『生活利便性と公共交通利便性が高いコンパクトなまちの構造』を目指しています。

具体的には、南北に細長く、5つのJ R駅がある日立市の特性を生かしながら、駅前や南北方向の幹線道路沿い、大規模住宅団地の近隣などに、医療・福祉・商業といった生活に必要な施設の誘導・集積を目指します。また、これらの場と皆さんの生活の場を「公共交通ネットワーク」（鉄道や独自の公共交通であるひたちBRT、既存の路線バスなど）で結ぶ都市構造を目指します。

都市計画マスタープランなどの策定

こうした将来の都市構造の実現に向け、皆さんの意見をいただきながら、市の都市計画に関する基本的な方向性を示す「都市計画マスタープラン」を改定しました。また、同時に「立地適正化計画」を策定しました。

両計画は、本年4月1日から運用を開始しています。

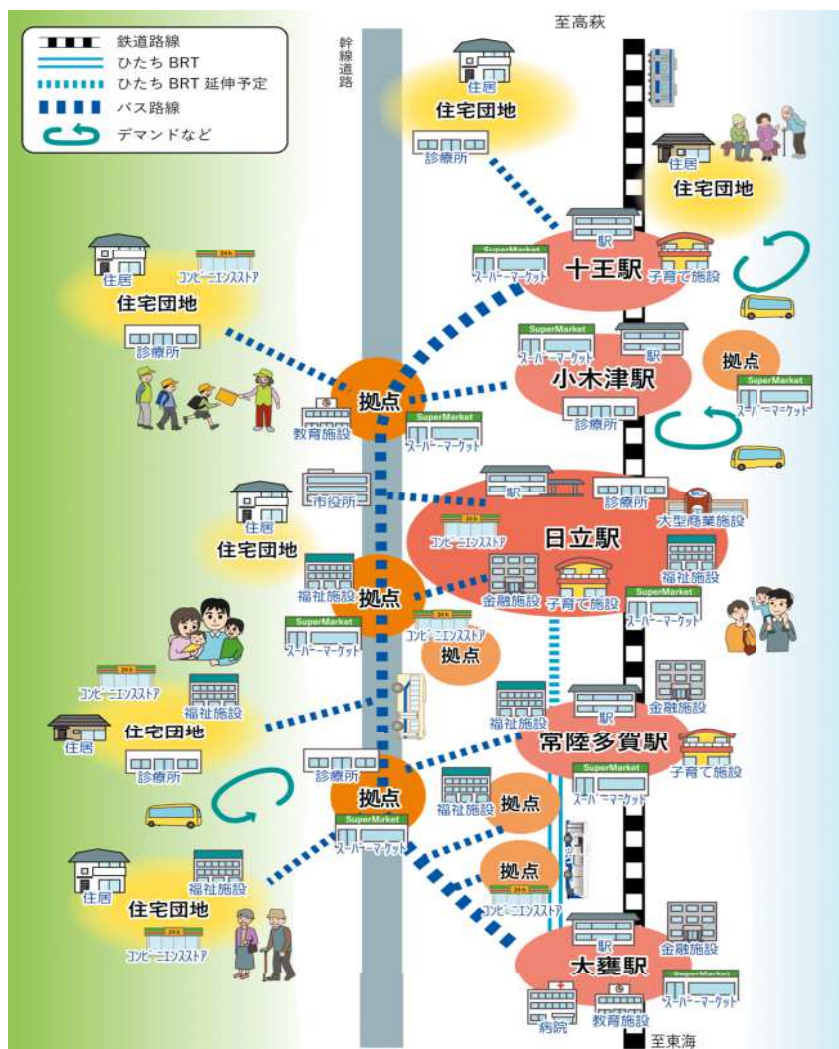
建築・開発業者の皆さんへ

立地適正化計画では、コンパクトなまちづくりを進める中でも居住を誘導していく「居住誘導区域」と、各種都市機能（居住、商業、医療、福祉など）を誘導する区域である「都市機能誘導区域」を定めることができます。日立市は、計画的なまちづくりの推進のため、「居住誘導区域」及び「都市機能誘導区域（市内全16か所）」を設定しました。

それに伴い、右表に該当する行為を行う場合には、それぞれの行為の30日前までに、都市再生特別措置法に基づく届け出が必要となりました。

居住誘導区域、都市機能誘導区域の位置の詳細は、市のホームページ内の「立地適正化計画」をご確認ください。

【目指す都市の将来像（イメージ）】



誘導施設に関する届け出の内容	
1	居住誘導区域外で以下の住宅建築（新築・改築、用途変更）を行う場合 <ul style="list-style-type: none"> ■ 3戸以上の住宅建築 ■ 1～2戸の住宅建築（開発行為の規模が1,000㎡以上のもの）
2	都市機能誘導区域外で都市機能誘導施設（*）を建築（新築、改築、用途変更）する場合
3	都市機能誘導区域内の既存の都市機能誘導施設（*）を休止または廃止しようとする場合

* 各都市機能誘導区域における都市機能誘導施設については、市のホームページ内の「立地適正化計画」をご確認ください。

問合せ 都市政策課 内線 261